

鳳至上町地区 景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

届出日	年 月 日	届出者	
行為の場所	輪島市		
	輪島景観重点地区（鳳至上町地区）		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物		<input type="checkbox"/> 工作物
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 （ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）		
周辺景観の特性			

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
建築物	共通事項	・歴史的な街並みの保全と、良好な居住空間の形成を目指し、落ち着いたたたずまいの景観形成を図る。	
	高さ	・3階建て以下とする。	
	形態・素材	・屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする。	
	色彩	・伝統的な街並みと調和した落ち着いた色彩とし、奇抜な色をさける。	
		・屋根は、黒色を基調とする。	
	外壁	・意匠等は、できるだけ木を活かしたものとする。	
	屋外広告物	・伝統的な街並みとの調和を図る。	
		・石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第一種禁止地域」の基準に準ずる。	
設備	・外部に露出させないよう工夫する。		
車庫	・内部が直接見えないよう工夫する。		
外構・工作物	緑化	・既存の緑を保全し、敷地内の植栽に努める。	
	垣・柵・塀	・塀等を設ける場合は、生け垣、板塀等により伝統的な街並みとの調和を図る。	
	駐車場	・外部から直接見えないよう工夫する。	
公共空間	・歴史的雰囲気と調和した安全で快適な歩行者空間の整備及び潤いのある居住環境としての景観形成を図る。		

備考

1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。